

令 和 5 年 度
(令和4年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書

令 和 5 年 9 月

奄美市教育委員会

目 次

I	奄美市教育行政評価制度の概要等について	1
II	令和4年度教育行政の点検・評価について	
	教育委員会事務局	
(1)	教育総務課	3
(2)	学校教育課	5
(3)	学校給食センター	8
(4)	生涯学習課	10
(5)	文化財課	12
(6)	スポーツ推進課	14
III	奄美市教育行政評価委員の令和4年度点検 評価・意見・要望等について	16
【資料】		
	奄美市教育行政評価会議委員名簿	24
	奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱	25
	奄美市教育行政評価会議設置要領	27
IV	奄美市教育委員会事務局事業点検・評価シート	別冊

I 奄美市教育行政評価制度の概要等について

1 制度の概要について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行），教育委員会においては毎年，その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を議会に提出するとともに，公表することが規定された。

奄美市教育委員会では，同法の規定に基づき，「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し，報告書にまとめた。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

2 教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 奄美市教育委員会の点検・評価の実施方針について

奄美市教育委員会においては，令和 4 年度に実施した事務事業の内容について，奄美市の教育の各課重点施策を基本に，評価項目を分類，事務事業自己点検・評価シートを作成し，教育委員会事務局内部で評価を実施した後，教育に関し学識経験を有する 6 名で組織する外部評価委員会を開催し，点検・評価実施後に，報告書を取りまとめる。

9 月定例教育委員会での議決を経て，議会へ提出する。

また，報告書は令和 5 年 9 月以降に，奄美市のホームページ等を活用して市民への公表を行うこととする。

3 評価点数結果及び各課の評価項目件数について

評価項目の合計評価点数は平均 4.2 点，奄美市教育振興計画に基づく取組みの着実な実施のため具体的施策を展開した。

評価項目は，教育総務課 8 項目，学校教育課 12 項目，学校給食センター 9 項目，生涯学習課 30 項目，文化財課 7 項目，スポーツ推進課 4 項目で合計 70 項目，うち，点数化されたものが 66 項目である。

4 評価点数について

評価点数は5段階評価とし、以下のとおりとする。

評価	評価の基準	目標等達成の目安
5	目標を十分に達成し、期待以上の成果が得られた。	8割～10割
4	目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られた。	6割～8割
3	目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	4割～6割
2	目標をあまり達成できず、成果が少なかった。	2割～4割
1	目標をほとんど達成できず、成果がなかった。	0割～2割

5 令和5年度（令和4年度分）点検・評価の経過等について

- 令和5年 7月9日～7月27日 教育委員会自己点検・評価シート作成を各課に依頼
- 令和5年 8月4日 事務局自己点検・評価シートのまとめ
- 令和5年 8月10日 外部委員への事前点検・評価シートの配付
- 令和5年 8月24日 第1回奄美市教育行政評価委員会開催（教育行政評価会議の設置・委嘱状交付・会長の選任・意見聴取）
- 令和5年 9月11日 自己点検・評価報告書の作成（委員長協議含む）
- 令和5年 9月13日 教育行政評価会議委員による報告書最終確認
- 令和5年 9月14日 教育委員会事務局報告書決裁
- 令和5年 9月19日 定例教育委員会に点検・評価結果報告書の議案提出
- 令和5年 9月27日 市議会へ点検・評価結果報告書の提出
- 令和5年 9月27日 市民への公表（市ホームページに掲載）

II 教育委員会事務局の点検・評価結果

1 教育総務課

(1) 担当課による自己点検

教育総務課では、令和元年度に「教育委員会の活性化の推進」「学校施設等長寿命化計画の推進」「良好な教育環境整備の推進」の3点を重点課題として位置付け、教育行政の推進に取り組んできた。

毎月の定例会議の実施については、教育行政を進める上で、重要な政策決定の機関であることや、その構成委員の取組について、会議の活性化に繋がることもあり、委員と連携を図りながらその充実に努めた。

学校施設の長寿命化については、令和元年度策定の学校施設等長寿命化計画（計画期間令和2年度～令和22年度）を基に老朽化や整備需要の急増が予想される学校施設について、建替、修繕及び施設の更新の優先順位並びにコストの縮減及び平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、施設の維持管理等を令和5年度以降の実施計画について令和4年度に策定した。

また、学校施設整備については、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所として重要な位置づけがあることから、安全性の確保と環境改善に努めた。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 教育委員会では、定例会及び臨時会、学校訪問、各種行事への参加等、各委員がそれぞれの専門性や識見を発揮しながら、教育行政の推進のために活動している。

教育委員会会議については、定例会が原則として毎月1回、必要に応じて臨時会が開催される。令和4年度は、定例会が12回、臨時会が1回の計13回開催した。会議に諮られた議案・報告数は計11件で、学校職員の人事の方針や附属機関の委員の委嘱に関する議案や、教育長の専決事項の報告について審議した。

委員は研修会にも積極的に参加し、当面する教育課題等について情報を共有し、教育委員会各委員の相互理解を図った。

また、学校訪問では、授業参観や給食をはさみ、経営に関する指導を行い、学校側との情報共有を行っている。併せて、学校の諸行事等への参加により、教育行政の現状把握に努めた。

イ 学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとって生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設である。そのことから、施設の維持管理等を着実に推進するため学校施設等長寿命化計画を基に、実施計画の見直しを行つた。今後、予算等調整しながら計画的な維持管理ができるよう努めていきたい。

ウ 施設等の主な整備は、奄美小学校、小宿中学校では校舎の大規模改修工事を、小宿小学校では、プールと倉庫の改修工事を、笠利小学校、東城小中学校では、プールサイドと附属室の改修工事をそれぞれ実施した。

その他、緊急性を考慮しながら、小学校、中学校、教員住宅の修繕を行い、安全安心な学校施設の維持管理と住環境の整備・充実に努めた。今後も持続的な活用が図られる

よう、計画的な施設整備が必要と考える。

エ ふるさと創生人材育成基金については、令和4年度は、新規奨学生17人を含む、奨学生52人に対し、19,270,000円の奨学金の貸与を行った。

また、貸付金の返還については、現年度の未納者や複数年に渡る滞納者に対する督促状の継続した送付や、口座振替の周知を強化し、滞納額の減少に努めた。

オ 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を活用し、コロナ感染症拡大の影響で、世帯収入やアルバイト収入の減少等により「学びの継続」が困難となっている島外の学生に、経済的支援を行った。

2 学校教育課

(1) 担当課による自己点検

学校教育課では、「確かな学力」の定着・向上及び不登校の児童生徒への対応を重点課題として位置付けている。児童生徒の実態等を基に、学校の課題を明確にして、教育行政上の立場から目標値を設定し、その充実に努めた。

「確かな学力」の定着・向上については、「授業充実の3ポイントを核とした『学力向上対策・授業改善5つの方策』の徹底」による教員の授業力向上、指導方法改善を図ることに取り組んだ。特に、一単位時間の終末時の「確かめ・見届け」の充実に向けて、毎時間の学習内容の定着及び教師による児童生徒の理解度の把握、発展・補充指導に取り組んだ。

また、家庭学習の習慣化と充実を図るために、基本的な生活習慣を基盤とした家庭学習の充実として各学校の実態に応じた取組を行っている。

課題を抱える児童生徒への対応については、教育相談員やスクールカウンセラー（SC）による相談活動等の充実や、他の児童生徒とふれあうことができる環境づくりや別室対応による居場所づくり等の支援の充実を図ってきた。また、学校と各関係機関との連携が図れるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が、児童生徒の不登校や問題行動等の課題に適切に対応するとともに、保護者や児童相談所、福祉機関等の関係機関との連携を密に行ってきました。併せて、学校において、心に届く相談活動を行っていくために、臨床心理に関して専門的な知識及び経験豊富な者をSCとして中学校区に配置し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングの充実を図っている。教育相談員が通室した児童生徒を受容するふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに対応し、成果を上げている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「鹿児島学習定着度調査」について、本調査の結果を基に、本市の学力の分析を行い、取り組むべき課題を明確にしている。分析結果を管理職研修会や学力向上推進委員会などで、管理職や教員に説明し、各校で学力向上対策を図る際の方向性を示した。また、各校の実態が異なるため、各校の具体的な対策状況を調査した上で、実態を把握し、学校の課題解決に向けての支援を行った。

令和4年度については、小学校5年生の3教科（国語、社会、算数）で県平均を上回った。一方、中学校は、1年生、2年生ともに全教科で県平均を上回ることができなかつた。特に、1年生の社会科、2年生の国語で落ち込みが大きかつたが、これまで大きな課題であった中学校数学で、県との差が少なくなったことは、「授業充実の3ポイントを核とした『学力向上対策・授業改善5つの方策』の徹底」による授業改善が図られてきた1つの成果であると考えている。今後も、課題の解決に向けた取組を充実させる必要がある。

イ 「標準学力検査」について、全国との比較のもと、奄美市の教育水準を把握するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることにつながった。各校においても、成果や課題を明確にし、指導方法の改善が図られた。また、児童生徒一人一人の学力の状況を把握し、知能との相関も意識した個に応じた指導も充実してきている。今後も、指導方法改善、個に応じた指導の充実に生かすために、本検査を継続していく必

要がある。

- ウ 「一人一研究授業」について、目標を実施率 100%とし、教師一人一人の授業力向上を図ることができた。また、指導主事の派遣により、本市が目指す授業像を踏まえ、学校の研修内容と関連した授業になっているかについて指導・助言を行った。実施率 100%の実現に向けて、学校全体で計画を立てたり、管理職から個別に指導したりするなどの取組を今後も継続していく。
- エ 「指導主事派遣」について、学校の課題に応じた指導や助言を行うことによって、指導方法の改善や教職員の資質向上を図り、確実な学力の定着や積極的な生徒指導等に向けた学校の取組を支援した。
- オ 「あまみ授業セミナー」について、市内の教諭の教科指導力を高めるため、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、主体的な学びを実現する授業づくりの視点に立った研修会を行った。実際の授業の映像を見て議論したり、議論を基に指導案を作成して模擬授業を行ったりし、教職員の資質向上を図った。
- カ 小・中連携研修会「あまみっ子」ジョイントプランについて、各中学校区で小・中連携の取組が実施され、指導方法改善に対する意識が各学校において高まっている。特に、小・中学校で、児童生徒を主役とした授業を行うということを市全体で共通理解し取り組んでいる。また、小・中学校で共通に取り組む共通実践事項の設定など、各中学校区の実態に応じた小・中連携が充実してきている。
- キ 「特別支援教育支援員配置事業」について、特別支援教育支援員を 35 人配置し、特別な支援をする子供たちの困り感に寄り添い、自己肯定感や自己有用感を味わいながら学習できるようにした。特別な支援を要する園児、児童・生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置を希望する園・学校数も増加しているため、次年度の配置については、各学校からの実態報告と訪問を通した実態把握を基に行い、より効果的配置になるよう努めている。
- ク 「講師配置事業『あまみっ子』すくすくプラン」について、対象の学校がなかったが、次年度の採用に向け、各校の学級編成状況の把握に努めた。今後も、小学校 5・6 年生で 35 人学級を実現し、学級の子供たち一人一人に寄り添い、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことに努めていく。
- ケ 「あまみスクールソーシャルワーカー配置事業」について、コーディネーター 1 人を含む計 10 人の SSW により、児童生徒や保護者及び家庭環境への支援に取り組むことができた。学校だけでは対応の難しい家庭の状況の把握や、保護者に寄り添いながら思い等を把握することで、適切な対応や関係機関との調整を図ることができた。また、SSW が学校と連携しながら、家庭訪問等を含む児童生徒や家庭環境の支援に取り組むことで、教職員の負担軽減にもつながっている。
- コ 「あまみスクールカウンセラー配置事業」について、スクールカウンセラー 1 人を名瀬中校区、金久中校区、朝日中校区、小宿中校区に配置し、課題を抱える児童生徒や保護者、教職員に対し、カウンセリング等の教育相談を実施することで心理的負担の軽減を図ることができた。また、学校での面談が難しい児童生徒や保護者には、学校外部（教育委員会相談室、ふれあい教室等）での教育相談にも応じ、年間の訪問回数等限られた条件（総数 55 回）でのカウンセリング活動ではあるが、計画的に充実した活動が図ら

れており、職員研修等での活用もなされている。

サ 「ふれあい教室相談員配置事業」について、登校に不安を抱える児童生徒が、2人の教育相談員の支援の下、社会的自立を目的に、安心して学習や体験活動に取り組むことができている。他者との交流をとおして、自己理解や相互理解が深まり、自尊感情の高まりや他者との信頼関係の構築が図られつつある。その結果、定期的に登校できるようになった児童生徒も見られる。(令和4年度児童生徒利用者数15人(小3人、中12人))

また、保護者や教職員からの相談等にもその都度対応を行っている。

3 学校給食センター

(1) 担当課による自己点検

奄美市立学校給食センターは、平成30年9月から供用開始となった。「学校給食衛生管理基準」を満たした施設で、安全安心でおいしい給食の提供のために「衛生管理の徹底」「食物アレルギー対応の充実」「災害に強い学校給食センター」「地場産品の積極的な活用」の4点を基本に掲げ、将来を担う子どもたちの笑顔のために、日々学校給食を提供している。

衛生管理については、食中毒を発生させないよう調理場での手洗いや消毒を徹底、全職員対象の腸内細菌検査を行っている。また、納入される食材及び調理機器についても細菌検査を実施し、衛生管理の徹底に努めている。

食物アレルギー対応については、命に関わることであることから、調理や配食について細心の注意を払いながら実施している。

災害時の対策としては、学校給食の提供ができないことを想定し、各学校に非常食を配備している。

給食の献立に郷土料理を取り入れ、児童生徒の食育への貢献と地場産品の積極的な活用に取り組んでいる。

給食献立の周知として、奄美市公式ラインを活用し、給食情報の配信を実施している。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「学校給食センターの管理運営」について、名瀬・住用地区ではコロナ過の影響で昨年は2回開催できなかった学校給食センター運営委員会と学校給食担当者会を、笠利地区と同じく年2回開催でき、給食費の算定方法の見直しや物価高騰対策による給食費減免など共通認識を図りながら、児童生徒への給食提供に努めた。

イ 施設管理として、給食センターの供用開始により使用しなくなった米飯センターの老朽化が進み、台風等により施設破損が発生しており、近隣住宅や給食センターへの二次災害を防止するため撤去工事を行った。跡地の一部については給食センター駐車場としての活用を予定している。

ウ 衛生管理については、調理場における汚染区域と非汚染区域の区域分けと、それぞれの区域での手洗いと消毒の徹底を図った。また、納入食材の細菌検査を学期に1回、調理機器の細菌検査を年1回行っている。腸内細菌検査は毎月2回、全職員を対象に実施している。

エ 食物アレルギー対応については、新1年生や新規で対応食を希望する保護者と面談を実施している。対応食の調理については、栄養教諭が作成する工程表を確認しながらアレルギー原因物質が混入しないようアレルギー対応食専用調理室で調理しており、配食については、個別に専用の食器を準備し受取チェック表を添えて、コンテナ室の担当者や学級担任に誤配がないようチェックをお願いしている。

オ 災害時の対策として、道路の寸断や学校給食センターが被害に遭い、給食の提供ができないことを想定し、各学校へ非常食の配備を行っている。

カ 地場産品の活用として、郷土料理による給食の提供を実施し、食育及び食文化の継承

に努めた。

- キ 給食献立の周知として、給食の写真に献立名と栄養教諭のコメントを添えて奄美市公式ラインで配信し、給食情報を保護者に伝えることにより食に対する意識の向上と食育の推進に努めた。
- ク 新型コロナウイルス対策事業として、賄材料費の価格高騰分の一部を支援し、併せて3学期の学校給食費の全額減免を行った。

4 生涯学習課

(1) 担当課による自己点検

生涯学習課では、多様化する市民のニーズに応えられるよう「奄美市第2期教育振興基本計画」を基に、毎年度策定する奄美市教育行政の重点施策「地域に根ざしたふるさと教育」の方針に沿って、下記の4項目において各事業を進めている。

「I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進」では、「道徳教育の充実」や「人権教育の充実」、「体験活動の充実」、また「子供の読書活動の推進」など、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるために健康や体力を育む教育に取り組んだ。

「II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」では、「郷土教育の推進」や「社会の変化に対応した教育推進」として「環境教育」に重点を置き、子どもたちが、変化の激しいこれからの中を生き抜き、未来を切り開くため、郷土を愛する態度を養うことや環境教育など、郷土教育の推進に取り組んだ。

「IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」については、「地域を支える次世代の人づくり」や「地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり」、また「家庭の教育力の向上」として、子ども達の非行防止や安心できる生活環境の形成及び、地域の方々との触れ合いを大切にしながら、郷土のことを学び、いつまでも守り続けたいと思う次世代の人づくりに取り組んだ。

「V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」として「生涯学習環境の充実」や「文化芸術活動の促進」、また「地域文化の継承・発展」に取り組むため、生涯学習講座の充実や環境整備を行い、また一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境整備に努めた。さらに、地域の伝統文化の継承をサポートする取組を行った。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進」の「道徳教育の充実」の取組としては、情操教育の推進として市内の小中学生から募集し構成している奄美市少年少女合唱団を結成し、郷土を愛し、誇りに思う児童生徒の育成のため、「歌声響く学校・地域づくり」の活動を行っている。令和4年度はまだ新型コロナの影響もあったため、イベントへ多く参加することができなかつたが、大島高校吹奏楽部のクリスマスコンサートや奄美市まなびフェスタに出演し、子ども達の歌声を披露することができた。「人権教育の充実」として国立療養所奄美和光園と協力し、ハンセン病に対する理解を深めることを目的に「ふれあい和光塾」を実施し、施設内の農園を一般市民へ開放し、開かれた施設としてのイメージ作りに取り組んだ。

「体験活動の充実」の取組としては、夏休み期間を活用して、奄美大島5市町村の子ども会育成連合会で主催し、子ども会組織のリーダー育成を目的に奄美大島合同イン・リーダー研修会を開催予定であったが、急速な新型コロナ感染者の増加の影響により研修会を中止した。「子どもの読書活動の推進」の取組としては、地元新聞2社やあまみFMと連携し、「あまみ子ども読書新聞・応援プロジェクト」として、作文の新聞掲載と朗読のラジオ番組放送を毎月実施した。

イ 「II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」の「郷土教育の推進」の取組としては、令和4年度は、「奄美市まなびフェスタ」と「名瀬・住用地区生涯学習講座閉講式」を同日開催し、方言の継承活動の取組として、小・中学生の島口による夢発表や生涯学習講座の作品展示及び舞台発表を行った。

また、「環境教育」の取組として、奄美・沖縄子ども環境調査隊事業では、夏休みに3泊4日で西表島へ行き、世界自然遺産に登録された希少な自然環境について学習を行い、奄美市まなびフェスタにて活動報告を行った。

ウ 「IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」の「地域ぐるみでの子どもの育成」では、「奄美市子ども大会」や「名瀬地区子ども会対抗球技大会」等、実施予定であったが、新型コロナの影響により中止した。各単位子ども会においては、感染対策を徹底しながら、充実した活動となるように工夫した取組を行うところも見られた。

「地域を支える次世代の人づくり」の主な取組として、郷土への愛着の心を育み、地域イベント等のボランティアをとおして、仲間との親睦を深めることを目的としたジュニア・リーダークラブ「TsuMuGi」の活動の参加促進を図った。また、令和5年の「二十歳のつどい」は、名瀬・住用合同及び笠利地区で、新型コロナの感染対策を徹底して行った。「地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり」の取組としては、奄美市校外生活指導連絡協議会と連携して「携帯・スマホ10のルール」や奄美市PTA連絡協議会で「家庭学習のきまり」のリーフレットを作成し、啓発を行った。学校や家庭、地域が連携を図るために、毎年、青少年育成市民会議を開催し、愛の声かけ運動を実施している。

「家庭の教育力の向上」の主な取組として、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を目的に、市内各小・中学校へ、市民清掃への親子での参加を促した。ただし児童生徒の参加を含め、市民の参画意識がまだまだ不十分である。さらに、家庭教育に関する4つの運動の推進（「早寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習60・90運動」「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口、美ら島運動」）を図るために、啓発リーフレットを各小・中学校へ配付した。

エ 「V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」の「生涯学習環境の充実」としては、市民のニーズに沿った生涯学習講座の開設や、また生涯学習活動の環境整備として、名瀬・住用・笠利3地区の公民館及び分館、またアマホームPLAZA（市民交流センター）や奄美川商ホール（奄美振興会館）などの生涯学習関連施設の利便性の向上を図るために、新たな指定管理者の選定に取り組んだ。

また、「文化芸術活動の促進」の主な取組として、新型コロナの影響からどちらも3年ぶりとなる「奄美市民文化祭」及び「奄美市美術展覧会」を文化協会や美術協会、書道協会などの関係団体及び、写真愛好家の市民の協力により、市民の芸術及び文化活動の再開を果たした。さらに令和4年度は奄美群島では初開催となる「県民文化フェスタin あまみ 2022」と題した県文化協会主催の文化イベントを本市で開催し、奄美群島の郷土芸能を県内に向け発信することができた。

「地域文化の継承・発展」の主な取り組みとしては、こちらも新型コロナの影響で3年ぶりとなる「伝統文化保存事業」として、笠利地区の赤木名八月踊り保存会により、後世への継承教材として活用するため、八月踊り収録したDVDを制作した。

5 文化財課

(1) 担当課による自己点検

文化財課では、市内に所在する自然・歴史・文化に関する遺跡の調査研究や収集、文化財指定等を行うとともに、所有者のご理解とご協力を得ながら、文化財の整備・保存・活用に取り組んでいる。

大きく2つに分けて、当課所管の奄美博物館・歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の展示内容等の充実を図る博物館業務と、国指定史跡「宇宿貝塚」・「赤木名城跡」・「小湊フワガネク遺跡」の環境整備及び史跡を核とした文化財保護業務に取り組んできた。

令和4年度の主要な事業としては、奄美博物館開館35周年企画展「奄美の野鳥」をはじめとする合計3回の企画展の開催、国指定史跡「宇宿貝塚」を適正に保存管理しながら、地域資源として活用する事を目的とした「宇宿貝塚史跡等保存活用計画」の策定などを行った。

奄美大島が世界自然遺産に登録され、多くの方々の来島・来館が予想されるため、多種・多様な価値観に対応しながら、奄美の自然・歴史・文化に関する情報の発信に努めていく必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「子どもたちの情操育成」の一環として、要望に応じて「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」を幼稚園、小中学校等へ配付した。

また、学校の授業の中でシマグチ伝承の講座等を実施するにあたり、その地域のシマグチ・文化伝承に精通した方々を講師として招聘し、その支援を行った。

奄美出身又はシマグチを話せる教諭が少なくなってきたこともあり、音声の教材が必要になってきていることから、令和4年度は名瀬古見方地区の小湊小、大川小中、崎原小中校区にある各集落で「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」の音声CDを作成し、該当小中学校へ配布した。

イ 「宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業」について、入館者目標値1,500人に対し、実績値は1,629人、達成率は108.6%であった。

今後は、建物の老朽化に伴い、雨漏りや屋根の劣化が進行している状況を踏まえ、令和4年度に策定した保存活用計画に基づき、抜本的な施設改修に向けて、具体的な検討を行っていく。

ウ 「奄美博物館管理・運営事業」について、入館者数目標値10,000人に対し、実績値は11,629人、達成率は116.3%であった。

国・県指定天然記念物を中心に、哺乳類及び鳥類の剥製標本を9体製作した。令和2年度において世界自然遺産に登録された徳之島・沖縄島北部・西表島に生息する動物の剥製標本の充実化を図り、来館者の満足度向上を図る。

エ 奄美の自然・歴史・文化に関する講座を5回(212人)、島内各地の学校や各種団体

への出前授業を 30 回（1,127 人）実施するとともに、博物館実習及びインターンシップ研修及び教職員研修の受け入れを行った。

博物館自主講座として、親子自然観察会（3回：98 人）及びオンライン自然講演会（4回：144 人）等の主催イベントを開催した。また、駒澤大学：須山教授のご協力を頂き、博物館講座として街歩きフィールドワークを名瀬市街地と笠利町赤木名地区において 2 回開催した。

「世界自然遺産推進事業」を活用し、奄美大島の自然・歴史・文化の情報発信を目的とした奄美旧暦行事カレンダーについて、A4 版を 4,500 部、A3 版を 1,000 部作成し、島内外へ無償配布及び販売を行った。

また、市内の小中学生向けに奄美大島に生息・生育する身近な動植物を小冊子にまとめた『奄美大島いきものずかん』を刊行し、市内全校生徒・教諭へ無償配付した。

また、「古文書解読自主講座」16 回（延べ 421 人）及び「古文書サークル」11 回（延べ 103 人）の支援を行った。

オ 「歴史民俗資料館管理・運営事業」について、入館者数目標値 2,000 人に対し、実績値は 2,447 人、達成率は 122.4% であった。

開館から 40 年以上が経過し、老朽化・経年劣化が進んでいるため、今後は施設の経年劣化箇所の修繕及び今後の施設のあり方を検討する必要がある。

カ 「文化財保護事業」については、開発計画及び行為に対して協議調整を行った（埋蔵文化財に係る照会と調整：13 件、天然記念物に係る照会と調整：13 件）。

キ 「ふるさと納税活用事業」を活用して、奄美群島日本復帰請願署名簿・作文集の修復及び県指定文化財「城間トフル墓群」2 基、奄美博物館屋外展示「奄美の民家」の文化財案内板 1 基を設置した。

ク 令和元年度に策定した史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画に基づき、普及啓発を目的としたアクセサリー講座を実施（4回：92 名）するとともに、朝日小学校（約 100 名）・小宿小学校（約 70 名）においても講座を実施した。

6 スポーツ推進課

(1) 担当課による自己点検

本市の市民スポーツ・生涯スポーツの推進は平成8年策定の「奄美スポーツアイランド構想」において基本理念として掲げる「スポーツで癒す島」に基づいて推進されている。

本構想におけるスポーツとは「老若男女誰もが、いつどこでも実践できる健康スポーツから競技者としてハイレベルな勝敗を競うトップスポーツまでの幅広くかつ奥行きの深い活動の総称」であり、そのために指定管理者制度を活用した社会体育施設の適正な維持管理や行政による計画的な改修、さらに学校体育施設の開放等に努めているところである。

しかしながら、児童生徒及び一般青年層においては、スポーツ少年団活動や部活動、社会人による各種スポーツチームなど、スポーツに接する機会が一定量確保されている一方、高年齢層についてはその機会に乏しく、市体育協会及びその加盟団体、指定管理者や「総合型地域スポーツクラブ」などと協働した機会創出の施策推進が必要と考える。

スポーツ合宿に関しては、平成11年に発足した「奄美スポーツアイランド協会」(事務局：スポーツ推進課)を中心に積極的に歓迎行事や誘致活動などを展開しており、冬季における優良な合宿地として、実業団チームや国内トップアスリートの来島が後を絶たず、宿泊施設の予約が困難という状況も見受けられる。

新型コロナの影響はあったものの、順調に復調の兆しを見せている。

また、本年10月の「燃ゆる感動かごしま国体『特別国民体育大会』(相撲競技会)」に関しては、国・県相撲連盟のほか関連団体と深く連携し、情報の把握・統括に努めるとともに、競技会の進行を担う放送委員の育成やPR活動など、市民の機運醸成と大会の成功に向け取り組んだ。

さらに、「アスリートと奄美をつなぐ交流事業」として、アスリートとの交流機会に乏しい本市の児童生徒を対象にスポーツ教室を開催し、トップアスリートの技術に触れ合うことで競技力の向上と将来の夢の創造を推進した。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 各種スポーツ行事の開催について

新型コロナの影響により「中止」となっている市体育協会主催の各種スポーツ行事のうち、「成人祝賀奄美市地区対抗駅伝競走大会」は感染拡大防止対策を講じながら開催できた。

今後、全面的な再開に向け、その在り方を検討する必要がある。

イ スポーツ合宿の発展について

奄美スポーツアイランド協会を中心とした受け入れ体制の強化・再構築を目的として、令和3年度より補助事業を導入し、国内類似団体の体制と課題、自治体との関係性等について調査研究を進めるとともに、スポーツ合宿受け入れが今後も観光業の閑散期（冬季）における主要な事業として持続的に発展できるよう、本市におけるスポーツ合宿の在り方、受け入れ体制の強化を図り、県内外へ広くその魅力を発信していくことが重要である。

ウ 燃ゆる感動かごしま国体『特別国民体育大会』(相撲競技会)について

令和2年度から令和5年度へ延期になり、市民また関係者の機運の落ち込みも懸念されることから、後催県である佐賀県選手団との公開合同練習や文化交流事業、さらに、「国体一年前

イベント」として市内個人選手権や職域対抗戦など「機運醸成」を目的としたイベントの開催し、県で51年振り、奄美群島初となる競技会開催に向け取り組んでいる。

(参考) スポーツ合宿の団体数・実人数・延宿泊人数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
団体数	59	74	86	82	78	69	72	93
実人数	975	1,338	1,500	1,466	948	730	883	1,359
延宿泊人数	9,247	10,694	11,447	12,068	9,196	8,033	8,764	13,013

※県内からの合宿を除く

III 教育行政評価委員の令和4年度点検評価・意見・要望等について

■教育総務課

(委 員)

ふるさと創生人材育成基金について、かなり努力をされて、目標を達成されているようだが、この連帯保証人へのアクションについてはこれから課題になると思うが、署名をしていただくときに、実印を付いて、印鑑証明書を付けていらっしゃるのか。

(教育総務課長)

連帯保証人は現在2名お願いしており、実印を押していただくことが書類上必要になっている。これに伴い、印鑑証明書も提出していただいている。

補足で、現在、滞納の解消が課題となっており、滞納整理室とも連携し、市の債権保全委員会にも現在の状況などを審議していただき、助言をいただきながら滞納整理に努めているところである。

(委 員)

学校施設、設備について、学校施設は災害時の避難所の位置づけも負っているところが多いが、避難所の視点からの改修、あるいは施設設備の充実、備品等の充実というようなところは、所管するところが複数の部署にわたると思うが、備蓄品や避難の生活と学校の教育活動の両立を図るために整備計画は何かあるのかどうか。今すぐにそういう計画を立てないといけないということではないでしょうが、そういう視点からの施設設備の整備についてが一つ。

もう1点、奨学金は、名前が違うだけの借入金じゃないのかなというふうにとらえることができるが、給付型の奨学金もあってもいいのではないか。

ただこれは財源とか、どういう条件で給付型の奨学金を給付するのかというところで、研究の余地は十分あると思う。奨学金を受けていた子どもたちが返済出来ずに、苦しい状況になっているというのもマスコミ等の報道でも最近出されているで、そういうところも御検討いただければありがたい。

(教育総務課長)

学校の避難所については、指定避難所としている学校が複数校あり、主に体育館が指定避難所となっている。空調設備がないということで、避難が長期になる場合は避難の方々の体調が懸念されるところである。教室についてはすべての学校で空調が整備されており、津波の指定避難所となっている学校については校舎を避難所に指定している。

また、体育館に空調を整備するには、大規模な改修も必要になることなどから、なかなか難し

い状況。

今後、学校とよく協議し、校舎の利用をどうするのかとかいったことから、研究しないといけないと考えている。避難所については危機管理室が主管課となっているので、よく連携をとって、考えてまいりたい。避難の方々からの声などもいただきながら進めていくべきだろうと思う。

奨学金については、市の奨学金ということで、無利子で貸与を行っているが、失業や病気などの理由から生活困窮で、返済が難しいという相談も受けており、月々の返済額の減額や返還猶予等の対応も行っている。

給付型の奨学金については、日本学生支援機構が始めており、限られた基金の予算の中で、こういった運用が出来るのか、また給付型と併せて、返還免除型の奨学金の仕組みを行っている自治体もある。奄美市の児童・生徒が、安心して高等教育を受けられるような奨学金の在り方を研究していきたい。

■学校教育課

(委 員)

まず1点、この評価報告書の5ページ(1)担当課による自己点検の「家庭学習の習慣化と充実を図るために、基本的な生活習慣を基盤とした学習、家庭学習の充実として、各学校の実態に応じた取組を行っている」とあるが、小規模校・中規模校、大規模校、各学校の実態に応じて具体的にどのような取組をされているのか説明ください。

それから2点目。この評価シートに、学力で中学生が県平均を下回っているとあるが、一人一人の学力の向上が重要だと思う。学校では、授業の中で、先生方がなさっていると思うが、家庭学習の充実、学校で習ったものを家庭学習として繰り返し学習することで一人一人が向上し、平均も上がってくる。そういうことにつながっていくかと思いますのでお願いしたい。

(学校教育課長)

まず1点目の、各学校の実態に応じた取組という点については、学校の規模によっても、この内容は変わってきており、小規模な学校においては、子どもたち一人一人に応じた宿題、家庭学習を出している。

令和4年度途中からは、G I G Aスクール構想の中で、全ての学校ではなかったが、タブレットを家庭に持ち帰って、宿題等するという学校も出てきている。

本年度もその学校が少しずつ増えてきており、タブレットを使うことによって、子どもたちの個々の実態に応じた家庭学習もできる、ということも現在進みつつあるので、調査研究をしっかりと進めながら、子どもたちの学力向上を進めていきたい。

2点目について、特に、家庭教育の充実というところについては、生涯学習課が家庭教育学級を行っており、連携を図りながらしっかりと学力向上に努めていきたい。繰り返しの学習であったり、授業の中での終末段階での復習というところは、管理職研修会の折や、指導主事を派遣したときに、校内研修等でもお願いし、学校訪問の際もお願いしているところで、さらに充実していきたい。

(委員)

特別支援教育支援員の配置事業について、希望する学校全てに配置するのは厳しい状況もあるとか、あるいは財政的に厳しい部分もあるという話もお聞きしたりするが、今後、配置するための人員が増やせるのか、また、報酬などの財源を確保できるのかといった見通しを知りたい。

現在、通常の学級にも特別な支援が必要な子どもが多いと感じることもある。要望どおり配置されていない学校もあるのではないか。

拡充をしていってほしいという希望もあるので、今後の見通しがあれば教えていただきたい。

(学校教育課長)

特別支援教育支援員については35人ということで配置しているが、1つは予算的なもの、もう一つ重要なのは、人材不足、人が足りないというところが1番の懸念材料になっている。教員の不足ももちろん、特別支援教育支援員や他の支援員も、やはり人材が不足しているというところが1番大きなネックになっている。

支援員の予算を増やしても、結局、人が入れられないということが増えつつあるため、そこを考慮することも重要である。配置については、担当の指導主事が学校に行って、状況を把握しながら、人数を、年度ごとに確認、確定していきたい。今いただいた御意見をもとに、学校教育課でも精査してまいりたい。

(教育長)

概略は学校教育課長から説明があったとおりで、35人分の予算を確保したとしても、なかなか35人集まらないという厳しい状況があるのはご理解いただきたい。

人数的な増員については、平成28年度に奄美市全体で19人の支援員が配置されていたが、現在では35人まで増えてきている。予算については、財政当局からも配慮いただき増えてきているところであるが、35人をどう配置するのか、学校の実情や、必要なのかそうでないのか、必要であれば何人必要なのか、そういうところの要望を聞きながら、調整を図っているところである。

なかなかご要望に応えきれない部分もあるかと思うが、今後ますます重要な位置づけになると思うので、学校の実態や要望に応じた形で配置できるように努力を続けていきたい。

(委 員)

「ふれあい教室相談員配置事業」について、このふれあい教室では、子どもたちの心と身体的な安全面を第一に、8時半から午後3時までということでやっている。

これまで通室していた子どもたちは、中学卒業してほとんど、100パーセントに近い子が高校に合格しており、高校卒業後も就職や専門学校へ進む子どもたちもいる。

委員の皆様からも、こういうのもある、こういう方法もあるという情報があればありがたい。

(委 員)

まず1点、評価シート3ページ4ページの5段階評価について。

評価4は6割から8割、5は8割から10割で、5は100点評価ではないので、3ページの指導主事の派遣の4から評価4が続いているが、評価5でもいいのではないか。

ただ、特別支援員配置事業などは、先ほどの委員からの意見など聞いたが、それで4にしたのかなと思っている。再度検討して、9割に近いものであれば5でもいいと思う。

2点目は、ふれあい教室の評価の着眼点が、通級・登校に至った児童生徒数とあるが、成果と課題のところに、通室してきたのは15人である。通級・登校に至った児童生徒数っていうのは書かれていないのだが、評価はそうではないのか。

運営自体は、目的の対応が出来ているが、評価の着眼点が通級・登校に至った児童生徒数というふうになっているので、もし評価が他の面であれば、評価の着眼点を変えればいいのではないか。

(学校教育課長)

おっしゃったとおりですので、評価の着眼点を加えていきたい。

■学校給食センター

(委 員)

給食費の減免をしていただいたのは非常にありがとうございました。

また、本年度もこの物価高騰に際し、保護者負担をさせないという方針で、保護者負担の軽減を図っている。食材費が値上がりしている分を、保護者負担にしてしまうと、経済的に厳しい世帯も多いため非常にありがたい。

(委 員)

災害に強い学校給食センターということで各学校に非常食を配備しているということだが、何食分、何日分ですか。

(学校給食センター主査)

そのまま常温で食べられるものを、各学校に一人1食分配備している。

(委 員)

1日分で足りるのでしょうか。3日分ぐらいは必要なんじゃないかと思うが。予算の関係もあると思いますけれども。

(教育長)

配備食数については、取りあえず1食分としている。先日の豪雨の際は道が分断されて、実際に非常食で対応した学校もある。

影響がない学校から必要な学校に回したり、工夫をしながら対応をしていかないといけないと考えている。栄養面との関係があって、1日当たりの必要な栄養が、学校給食法上決められているので、その対応も含めて検討していきたい。

(委 員)

問題があるのは、名瀬地区であったら、芦花部小中学校、崎原小中学校、住用では市など。

国道が分断されることはあると思うが、そういったところが1番必要なので、道路事情が余りよくないところに傾斜配分等考えてみられては。

(委 員)

学校給食の非常食は、例えば、異物混入があったとか、センターが停電したとか、その日の給食が出せない、事故等で配達出来ず今から作っても間に合わない、そういう時に学校にある非常食を提供する。そのような考え方もあるのでは。

(委 員)

給食センターでは、廃棄処分にはならないように、救急カレーの日というのを設定して、次の救急カレーが配備される前に、それまで配備されていたものを、非常食の体験を兼ねて給食として消費している。廃棄はされていない。

(委 員)

評価シートの地場産について、評価の目標があるのか。群島内が8.7%、県内が26.1%で評価が3で低くなっているが、例えば、群島内が10%になったら4とか、そういった目標があれば教えてほしい。3の根拠は。

(学校給食センター主査)

資料がないため、後ほど提供させていただきたい。

※鹿児島県「かごしまの“食”交流推進計画」の数値目標を参考にし、地場産物の利用割合 70% を目標値としている。

地場産物（群島内産 8.7% と県内産 26.1% の合計 34.8%）の利用割合が目標値 70% の 4 ~ 6 割のため、評価を 3 とした。

■生涯学習課

(委 員)

二十歳の集いの実績で、4 年度から住用地区が名瀬地区と合同になったのは、参加人数が少ないからか、保護者や本人たちの希望で少ないから合同がいいとか、そういう理由か。

(参事兼生涯学習課長)

事前に、二十歳を迎えるご本人に直接アンケート調査で意向を聞いており、少ない人数でよりも、友達が多い名瀬の方で一緒にやりたいという意向を示したご意見がより多くあり、今回の形になった。

保護者の中には、地元で開催出来なくなることについて寂しさがあるという意見もあったが、そういった理由で、合同で開催することになった。

(住用地域教育課長)

一番多かったのが参加者からの要望で、やはり高校の時の多くの友達と会うのが楽しみであるようで、合同でしたいという意見であった。

(委 員)

社会教育団体指導者等の研修会の評価が 3 になっているが、4 に上げるために広く声かけをしていただければ可能かと思う。

(参事兼生涯学習課長)

こちらからの参加呼びかけも若干足りなかったという反省もあるので、今後、広く呼び掛けるよう工夫したい。

(委 員)

愛の声かけ運動は、評価が3であるのは、取組みに参加した人数が少なかったのか、声を掛けた回数が少なかったのか。4にするためにはどうすればいいのか、増えればいいのか。

(参事兼生涯学習課長)

まず、3にしたのは、天候理由等で実際に出来なかつたのが理由。

参加人数に関しては、呼びかけまして、保護者、先生方も来ていただき、問題ないと思っている。

(委 員)

声かけの頻度、声を掛けた回数は何か記録・統計をとっているか。

(参事兼生涯学習課長)

声かけに関しては、記録はとっていない。

(委 員)

以前に比べて、子どもたちの非行の形態はインドアになっているのかなという印象がある。声を掛けられる被対象者、補導の時間帯に外にいる子どもたちは、以前に比べたら少なくなってきたかなという印象。

ただ、必要性は感じるので、効率的な運用を実施していただければありがたい。

(委 員)

評価シートの9ページ、生涯学習課の下から2番目の地域文化の継承・発展、赤木名八月踊り保存会の八月踊りを収録したとあるが、今、奄美市内の集落で何集落くらい収録していて、今後、何集落くらい行っていくのか、計画があるか。

(参事兼生涯学習課長)

平成23年からこの事業をやっており、令和4年度末で、名瀬が7、住用が6、そして笠利が15の28集落自治会などの収録を済ませている。今年度は、笠利、名瀬で予定をしており、今年度で終了である。

(委 員)

風前の灯火になってきているので、シマ言葉、あるいは地域文化の伝承というのは、喫緊の課題ではないかと思っている。

■文化財課

(委 員)

質問ではなく、意見として、奄美旧暦行事カレンダーは私も好きで、子どもたちを含め、大判のものを購入しているが、内容をさらに充実させていただきたい。大変意義深いことだと感じている。

(委 員)

文化財課が発行している冊子の写真が非常にきれいだと感じている。

■スポーツ推進課

(委 員)

意見なし

【総評】(山田会長)

新型コロナが次第に落ち着いてきたものの、令和4年度においても、厳しい状況に変わりはなく、各課で計画した会議やイベントの開催に苦慮したことがよく理解できた。

評価2や3の事業については、職員の努力だけでは難しい案件もあると思うので、各課で連携し工夫しながら評価4に近づけていただきたい。

令和5年度も9月で折り返しとなるので、再度点検した項目の確認をして、後半の業務に取り組んでいただきたい。

奄美市教育行政評価会議委員名簿

任期：令和5年8月24日～令和6年3月31日

氏 名	分 野 別	役 職 等
有 田 勇	教 育	元奄美市立朝日小学校校長
森 山 利 男	文 化	奄美市文化協会事務局長
茂 木 幸 生	文 化 財	奄美市文化財保護審議会委員
山 田 春 輝	ス ポ ー ツ	奄美市体育協会理事長
都 八 代 美	生 涯 学 習	奄美市地域女性連絡協議会代表
木 場 敏 朗	教 育	奄美市立小中学校校長会会长

○奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

改正

令和3年5月21日教委告示第7号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。
- 3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、奄美市教育行政評価会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関すること。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものと

する。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(市民の意見及びその反映等)

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検及び評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和3年5月21日教委告示第7号）

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

○奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

改正

令和3年5月21日教委告示第4号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱（平成20年奄美市教育委員会告示第2号）

第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議（以下「評価会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適當と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評議会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、評議会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月21日教委告示第4号)

この要領は、令和3年5月21日から施行する。